

19世紀ドイツのガス照明株式会社の利益計算

——ドイツの23 株式会社定款の利益計算規定の研究——

川 端 保 至

- I まえがき
- II 1856年株式規則までに認可されたガス照明株式会社定款の利益計算規定
- III 1856年株式規則から1861年普通ドイツ商法典成立までの定款規定
- IV 1861年普通ドイツ商法典から1870年までの定款規定
- V 資本償還等規定—実物資本維持の利益計算
- VI むすび

I まえがき

1861年普通ドイツ商法典 (Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch von 1861) 並びに1870年商法 (株式法) 改正 (Aktienrechtsnovelle von 1870) は株式会社の利益計算に関して全部の財産を時価評価し、それをもとに貸借対照表を作成して、貸借対照表余剰を配当利益であると規定した。設備を保有することが会社の目的達成の不可欠の条件である鉄道やガス会社が保有する資産を時価評価してはたして正しい利益を算出できるのであろうか。資産を時価評価して利益計算を行うというような方法が株式会社制度生成時に実務上行われていたのかどうかは、当時の株式会社定款ないし決算報告を調べる以外にない。そこで本稿では特に19世紀ドイツのガス会社定款を取り上げ、初期株式会社法成立前後のガス照明株式会社の定款規

定に見られる利益計算規定ないし決算報告実務について検討する。本稿でガス会社の利益計算規定を取り上げる理由は、ガス会社が営業するためにはガス設備を保有することが不可欠であり、その意味で初期株式会社利益計算実務を研究するうえで、銀行や保険会社等との比較研究の対象として興味ある像を描き出してくれるのではないかと期待するからである。

稿末付表「19世紀ドイツの生成期ガス照明会社定款一覧」は本稿で研究対象としたドイツのガス株式会社定款の一覧である。定款数は全部で23定款あり、定款追加ないし改正を含むので会社数は全部で17社である。以下では1843年プロイセン株式会社法 (Gesetz über die Aktiengesellschaften vom 9. 11. 1843), 1856年プロイセン株式規則 (Preußisches Aktienregulativ vom 29. 3. 1856, Zirkular-Verfügung wegen der bei Bestätigung der Statuten von Aktien-Gesellschaften festzuhaltenden allgemeinen Grundsätze vom 29. März 1856) 及び1861年普通ドイツ商法典を基準に定款認可日別に4つの時期に分けて定款の利益計算規定を研究する (第1表: 「ガス照明株式会社23定款にみられる利益計算規定一覧」参照)。本研究によって19世紀ドイツの生成期株式会社利益計算実務の実像の一つを知ることができ、ドイツ商法計算規定の成立経緯を知る手がかりが得られる。また我が国商法が範としたドイツ商法の株式会社利益計算規定の生成史を知るこ

第1表：ガス照明株式会社23定款にみられる利益計算規定一覧

利益計算方法	1856年株式規則まで	1861年普通ドイツ商法典成立まで	1870年末まで	計
損益法利益計算	2	1	—	3
財産法利益計算	—	7	6	13
利益計算法不明	2	2	1	5
計算規定なし	1	—	1	2
計	5	10	8	23

とによって、我が国の株式会社配当利益計算のあるべき像を得るために有効であるとする。

結論的に言うと、19 世紀ドイツのガス照明株式会社は、①配当利益の計算方法として 1861 年普通ドイツ商法典が規定したような財産貸借対照表に基づく利益計算は行ってはいなかったということ、②ガス設備自体を維持することを目的とした実物資本維持の利益計算を行っていたということである。

ガス照明株式会社に関しては 1843 年以前に認可された会社定款はない。そこで 1843 年プロイセン株式会社法成立後に認可された 4 社の 5 定款（1 定款は定款追加）の利益計算規定から検討しよう。

II 1856 年株式規則までに認可された ガス照明株式会社定款の利益計算規定

ガス照明株式会社の認可定款で最古のものは 1845 年レンネップ・ガス照明会社（Gasbeleuchtungs=Gesellschaft für Lennep）定款である。この会社は利益計算に関して次のように規定している。

1845 年認可レンネップ・ガス照明会社定款第 10 条「1845 年 1 月 1 日以降の事業収益は…配当として毎年分配する。

I. 生ずる収益からまず第 1 に：

- a) 管理費、維持費及び営業費を、建築物及び経営器財（Betriebs=Material）の更新に必要な額を含めて控除する；
- b) 社債を発行しているなら社債利息を、社債償還のための留保額を含めて控除する。

II. 上記控除後の収益からさらに…一定割合を…準備基金積立てのために留保する。

Ⅲ：上記「Ⅰ」及び「Ⅱ」控除後の残額は純収益であり、全株主に配当として毎年分配する。」

収益から、管理費、維持費及び営業費を設備の更新費用も含めて控除し、社債利息及び社債償還額を差し引き、さらに準備基金を控除して残額(純収益)を配当として分配する。利益計算はいわゆる「損益法」である。

このレンネップ・ガス照明会社の利益計算方法では収益から一切の支出を控除する。ここでは必要経費として控除すべき支出に設備更新費用や準備基金繰入額だけでなく、社債償還額を含めるところが特徴である。この計算方式では社債(借入金)全額の償還を終了しても、社債発行による資金で調達したガス設備が残る。社債償還費(借入金返済額)が必要経費として利益を減少させる項目として処理されているからである。今日行われている自己資本維持利益計算方式ならば自己資本を維持してのちの余剰はすべて利益であるから、社債償還費は利益となる。このことからレンネップ・ガス照明会社の配当利益計算方式はガス設備自体を「維持すべき資本」とし、設備を稼働させることによる一切の収入から営業活動で生ずる一切の支出を控除した「収入余剰」を配当利益とする実物資本維持の利益計算方法であるということがわかる。このように社債償還額を利益計算上控除する方式は他の定款にもみられる。社債償還額ではなく、優先株式あるいは基本株式の償還費を控除して利益計算するという規定を持つ定款もある。株式償還については第V節で取り上げる。

レンネップ・ガス照明株式会社ほど明確ではないけれども、年度収入余剰を配当分配すると規定しているのは1849年プレスラウ・ガス照明株式会社(Gasbeleuchtungs=Aktien=Gesellschaft zu Breslau)定款である。

1849年プレスラウ・ガス照明株式会社定款第5条：年度貸借対照表「毎
曆年末に作成する貸借対照表は概して工場設備に関して商人の業務に

ついでに簿記で使われている原則に従い作成する。

この場合特に次の規定に従わなければならない：

I. 毎年12月末に会社財産の棚卸を行い、商人の方法で記帳した帳簿の決算を行う。

不動産及び動産の取得原価から取締役会が決定する額を価値減少として減価記入し、個々の勘定から控除する。

原料在庫は原価、完成品は棚卸時点で通用している価格、相場ある有価証券は12月末の時価相場で記載する。

回収が確実な債権は額面額で、回収の疑わしい債権は取締役会の評価で見積もった額面以下の価額で記載し、回収不能債権は記載しない。

II. 貸借対照表では「積極財産」項目には財産の積極有高を記載し、現金有高、持参人払手形、全部の不動産、動産及び什器の総額、全部の原材料及び完成品の在庫額並びに未回収債権を記載する。

「消極財産」という項目には株式払込金からなる設備資本 (Anlage-Kapital)、過年度の未払株式利息及び配当を含む会社の債務並びに準備基金 (第3条) を記載する。

III. 「積極財産」に記載する項目は、棚卸及び減価記入を基準に加減した個々の勘定の…総額と一致していなければならない。不動産及び動産の単なる修繕のために立て替えた費用 (verauslagte Kosten) はすべて当期の支出に含める。従って当該勘定の額は貸借対照表には記載しない。

IV. 「積極財産」及び「消極財産」項目の総額を比較し、積極財産が消極財産を超えるか、消極財産が積極財産を超えるかによって前営業年度の利益又は損失が明らかとなる。

利益は第16条に従い分配し、損失は翌年度の貸借対照表の「消

極財産」(Passiva)項目に記載する。

貸借対照表は会計委員会(Rechnungs=Kommission)の監査及び承認後にプレスラウの王国政府に提出する。」

同第16条:利息及び配当「…開業年度以降、年度収入余剰から準備基金繰入額(第3条)を控除し…5%の株式利息を支払い、残額は公平に全部の株式に配当として分配する。」

第5条では貸借対照表作成に際しての評価規則、項目記載の原則等を詳細に規定している。しかし配当利益の計算は、第16条「年度収入余剰から準備基金繰入額を控除し…5%の株式利息を支払い、残額は公平に全部の株式に配当として分配する」にあるように「収入余剰計算」である。第5条の第IV項の規定「『積極財産』及び『消極財産』項目の総額を比較し…前営業年度の利益又は損失が明らかとなる」は、当時の銀行等他の業種の決算報告に見られるように、複式簿記の残高勘定を貸借対照表として表示する規定である¹と考える。

この時期の他の2定款は利益計算に関しては明確には規定していない。1846年バルメン・ガス照明会社(Barmer Gasbeleuchtungs=Gesellschaft)(資本金90,000ターラー)は利益処分方法のみ規定している。すなわち「年度決算書が余剰を生じているときには…年5%の利息を支払い…なお年度純利益に残額があると未払利息の補填に使い、さらに残額があると…株式資本の3%の額までを個人株式の償還に使う。まだ利益残があると未償還株式資本の3%の額まで配当分配し…余剰からさらに《バルメン》市が3%の配当を受け取る。いっそうの残額があると半分は準備基金へ、残

1) 拙稿「ドイツ動態論生成以前の株式銀行の利益決定」『会計』139巻6号, 1991年6月, 81-97ページ。同「19世紀ドイツの株式銀行の損益計算-76銀行定款の計算規定と損益計算書実務-」『会計』147巻1号, 1995年1月, 44-60ページ。同「19世紀ドイツの生成期保険会社の利益計算-102保険会社定款と決算報告の研究-」『社会科学』第57号, 1996年7月, 289-343ページ参照。

りの半分は市の照明費用の削減のために使う」（15条）と規定している。会社の資本金は90,000ターラー、うち20,000ターラーをバルメン市が引き受け、70,000ターラーを民間の個人が引き受ける。株主に対し3%の株式利息を保証すると同時に、70,000ターラーの株式資本については株式を償還する。配当利益は株式償還支出控除後の余剰である。株式資本を全額償還したのちのガス会社はバルメン市の所有となる²。

1854年ミュルハイム・ガス照明株式会社（Mülheimer Actien-Gesellschaft für Gaserleuchtung）（資本金20,000ターラー）は「総会は…過年度の純利益のうち配当として株主に分配すべき額及び予測できない支出の支払のために積み立てる準備基金繰入額に関して決議する」（第9条）と規定している。いずれの定款も具体的な利益計算方法は規定していない。

Ⅲ 1856年株式規則から1861年普通ドイツ商法典 成立までの定款規定

1856年プロイセン株式規則は収入支出に基づく純利益の計算を否定し、

1856年プロイセン株式規則は収入支出に基づく純利益の計算を否定し、財産貸借対照表の貸借余剰を配当利益の基準にせよと明確に規定した³。1856年プロイセン株式規則以後1861年普通ドイツ商法典までに認可された10社のガス会社定款は「損益法」を規定する1社と利益計算方法不明の2社の定款を除き、7社が「消極財産を控除したのちの積極財産の余剰」を純利益と規定している。例えば7社の例として1857年認可のマクデブルグ一般ガス株式会社（Allgemeine Gas=Aktiengesellschaft zu Mag-

2 この定款はまた取締役会に対して帳簿を「商人の諸原則に従って」（nach kaufmännischen Grundsätzen）記帳すべきことを要求している。

3 1856年プロイセン株式規則44号「貸借対照表を確定するばあい、年度支出を超える年度収入の余剰ではなく、消極財産を超える積極財産の余剰が特に純利益を形成する。」

deburg) の定款は次のように規定している。

マクデブルグ一般ガス株式会社定款第15条「毎年12月31日に会社の積極財産及び消極財産の貸借対照表を作成し、それに続く3ヶ月内に締め切り、そのために決められている帳簿に記載しなければならない。貸借対照表は総経営取締役 (Generalbetriebsdirektor) が作成する完全な財産目録に基づき作成する。財産目録には会社の動産、設備、在庫品及び未回収金を記載し、取締役会に対し証拠書類とともに監査及び確定のために提出しなければならない。財産目録作成に際しては、原料及び材料は時価 (laufender Wert) で、半製品及び完成品は原料の時価を基礎とした製作価格で計算する。取締役会は積極財産に関して貸借対照表で増価記入 (zuzuschreiben) すべき額を毎年決定する。なぜなら永続する価値を持つ新建築物、機械及び多額の調達物又は設備について利用及び出費がなされたからである。同様に不動産、動産及び債権の価値について減価記入すべき額を決定する。なぜなら価値を失ったからである。総経営取締役が上記に従い作成し、取締役会が監査し、確定した貸借対照表は、第7条で規定する公報で公表し、政府に直ちに提出する。上記の増価記入及び減価記入を行ったのちに消極財産を控除したのちの積極財産の余剰が純利益である。」

この規定では貸借対照表は財産目録に基づき作成する。財産目録作成にさいして資産評価方法を規定している。当期に購入ないし取得した新建築物等の資産価値の永続する多額の支出については増価記入し、帳簿価額を増額する。価値減少した固定資産や不良債権については減価記入して帳簿価額を減額する。この増価記入及び減価記入を行ったのち「消極財産を控除したのちの積極財産の余剰が純利益である」と規定している。なおマクデブルグ一般ガス株式会社は決算報告として貸借対照表のみを公表してい

4
る。

その他に1857年デュレン・ガス照明株式会社（Dürener Aktien=Gesellschaft für Gasbeleuchtung）（資本金36,000ターラー）定款（第23条），1857年ドルトムント・ガス照明株式会社（Dortmunder Actien=Gesellschaft für Gasbeleuchtung）（資本金75,000ターラー）定款（第34条），1858年イザローン・ガス株式会社（Iserlohner Gas=Actien=Gesellschaft）（資本金70,000ターラー）定款（第31条），1858年シュタルガルト・ガス照明株式会社（Stargarder Gasbeleuchtungs=Actien=Gesellschaft）（資本金75,000ターラー）定款（第12条），1858年ヴィッテン・ガス株式会社（Wittener Gas=Actien=Gesellschaft）（資本金40,000ターラー）定款（第32条），1861年ヴェルデン・ガス株式会社（Werdener Gasaktiengesellschaft）（資本金40,000ターラー）定款（第11条）も類似の規定を持っている。

資産評価方法に関しては具体的には「原料、材料及び製品は最低の時価（niedrigster laufender Wert）で計算し、不動産の価値からは年2%、動産の価値からは年4%を減価記入する」（1858年イザローン・ガス株式会社定款第30条），「不動産は原価を超えて記載してはならない」（1858年シュタルガルト・ガス照明株式会社定款第12条），「土地を除く不動産については2%、什器その他動産の価値については購入価格の少なくとも5%を減価記入する」（1861年ヴェルデン・ガス株式会社定款第11条）等「原価」を基準にした減価記入を規定している。

「損益法」の利益計算を明確に規定するのは1858年ドイツ・コンチネンタル・ガス会社（Deutsche Kontinental=Gas=Gesellschaft）定款である。

1858年ドイツ・コンチネンタル・ガス会社定款第22条「各事業所の…

4 例えば「バルリン取引所新聞」(Berliner Börsen-Zeitung)の1863年4月23日の1259ページには1862年12月31日付の「貸借対照表勘定」(Bilanz-Conto am 31. December 1862)が掲載されている。

年度決算書では、各事業所について、管理費、営業費及び維持費並びに収益及び損失を証明しなければならない。そののち会社取締役会は収益から準備基金（第6条）並びに…一般償還基金繰入割合を決定し、控除する。これらを控除したのちに残る全部の会社の収益の残額は純収益であり、配当ないし利息として株主に分配する。」

配当利益の基準は収益から管理費、営業費を差し引き、さらに準備基金及び償還基金繰入額を控除したのちの純収益であると規定している。この会社の決算報告書が1856年以降のベルリン取引所新聞（Berliner Börsen-Zeitung）に掲載されている⁵。ここでは貸借対照表及び損益計算書の例として1862年度分を稿末資料「ドイツ・コンチネンタル・ガス会社の1862年度貸借対照表勘定及び損益勘定」⁶として掲載する。

その他の2社1859年バルメン・ガス照明会社定款追加（第6条「年度決算書で明らかとなった余剰を配当等として処分する」）も、1860年ハム・ガス照明会社（Actiengesellschaft für Gasbeleuchtung in Hamm）定款（第32条「総会は純利益から配当として株主に分配すべき額を決定する」）も、利益を分配すると規定しているのみで具体的な利益計算方法については言及していない。

IV 1861年普通ドイツ商法典から1870年までの定款規定

1861年普通ドイツ商法典成立から1870年末までのガス株式会社定款は定款追加・改正も含めて8定款が認可されている。このうち原始定款は5定款、定款追加・改正は3定款である。この時期の定款の利益計算規定

5 例えば「ベルリン取引所新聞」の1856年9月19日の1052-1053ページ、1857年5月20日の1091ページ、1100-1101ページ、1863年3月16日の787ページ及び791ページ、1864年3月4日696ページなどである。

6 II. Beilage der Berliner Börsen-Zeitung vom 16. März 1863, S. 791.

は、1862 年バルメン・ガス照明会社定款追加（原始定款でも利益計算方法は不明である。）及び計算規定のない 1865 年ヴィッテン・ガス株式会社（Witten Gas=Actien=Gesellschaft）定款改正の 2 社を除く 6 定款が「財産法」を規定している。例えば 1864 年認可ライン照明株式会社（ボン）（Rheinische Beleuchtungs=Aktien=Gesellschaft in Bonn）の定款は次のように規定している。

1864 年認可ライン照明株式会社（ボン）定款第 43 条「棚卸にさいしては、監査役会は、不動産及び動産について実施すべき減価記入と、永続する価値を有する新建築物、機械その他の新調達物及び設備の額を決める。これらは原価以下で記載しなければならない。

動産の減価記入は毎年少なくとも価値の 5% でなければならない。

原料及び材料在庫は棚卸時点の時価で、製品は原価で、未回収金は額面額で、但し回収が不確実なときは正当な評価額で記載する。

同第 44 条「上記の積極財産は、消極財産としての会社のすべての負債並びに資本金と対照しなければならない。」

同 45 条「第 44 条により生ずる消極財産を超える積極財産の余剰のうち、12% は準備基金の積み立てのために控除しなければならない。準備基金はまず償還基金（第 5 条）に使い、次に特別な支出又は損失を補填するために使う。…余剰のうち 12% を準備基金へ繰り入れる。上記規定は 1,500 株の優先株式償還後には行わず、また準備基金が資本金の 10% となったときも行わない。」

同第 46 条「第 45 条で規定されている余剰の 12% 控除後の残額が会社の純利益となる。純利益から、監査役会メンバー及び経営取締役は…利益報酬を受け取る。残額は第 5 条の…規定に従い、優先株式を償還したのち会社の株式に公平に配当として分配する。」

資産評価方法として取得原価評価を規定し（第 43 条）、それに基づき貸

借対照表を作成し (第 44 条), 消極財産を超える積極財産の余剰から準備基金繰入額を控除したのちの余剰が会社の純利益であると規定している (第 45 条, 第 46 条)。この純利益から取締役会メンバー等への利益報酬を支払い, 優先株式の償還額を支払い⁷, 残額を配当として分配している (第 46 条)。なおこの会社はベルリン取引所新聞に「貸借対照表勘定」のみを公表している⁸。その他の 5 定款もほぼ同じ規定で貸借対照表にもとづく利益計算を規定している。

V 資本償還等規定—実物資本維持の利益計算

ガス会社定款では株式の償還規定や一定期間経過後の市自治体 (Stadt-Gemeinde) による全株式買取権を規定しているものが多い。株式会社という形式で株式を発行することによって資金を調達しガス設備をまず建設する。ガス設備が稼働すると年度利益から発行済株式 (優先株式又は基本株式) を順次償還する。最終的に全額を償還したのちは市自治体の所有となる。あるいは同様に株式会社を設立するが, 開業 10 年ないし 20 年後から個人所有の株式 (Privataktien) を市自治体が買い取っていく。全株式を買い取るとガス会社は市自治体の所有となる。ここではガス設備を設置するという公共目的を達成するために株式会社という法的形態を利用しているにすぎない。この事実は 19 世紀ドイツの初期株式会社観ないし会社資本についての考え方を知らるために興味深い。

原始定款 (17 社) では 4 定款が株式償還を規定し, 6 定款が開業後一定

7 定款の第 5 条によれば会社の資本金は 820,000 ターラー (1 株 200 ターラー) である。このうち 300,000 ターラー (1,500 株式) を優先基本株式発行によって調達し, 残りの 520,000 ターラー (2,600 株式) は基本株式を発行する。300,000 ターラーの優先基本株式は償還すると規定している。

8 Berliner Börsen-Zeitung vom 29. September 1868, S. 8.

年数経過後に市自治体に対し発行済株式全部を取得する権利を認めている。例えば株式償還について 1863 年ヴェーゼル・ガス照明株式会社（We-seler Aktien=Gesellschaft für Gasbeleuchtung）定款は次のように規定している。

1863 年ヴェーゼル・ガス照明株式会社定款第 4 条「会社の資本金は 70,000 ターラーとし…1 株 50 ターラーの 1,400 株式に分割する。」

同第 29 条「第 10 回営業年度から付録 E の償還計画に従い、株式の償還を開始する。償還計画の実施のための必要額は年度利益から支払う。」

同第 31 条「年度利益から準備基金繰入額及び償還のために使う額を控除したのちに残るものが会社の純利益である。純利益から…管理役会メンバーは利益報酬を受け取る。残額は会社の株式に公平に年度配当として分配す。」

同第 33 条「全株式の償還完了後、それは遅くとも 45 営業年度以後であるが、会社の全部の積極財産は…補償を行うとことなく、ヴェーゼルの市の所有のために譲渡する。ただし市自体は次の義務を負う：

- 1) 会社の有する消極財産も…共に引き受ける；
- 2) 未償還の株式は額面金額の他に 10% の割増金を含めて支払うことによって買い戻す；
- 3) 準備基金の残高は市の病院…の拡張のために使わなければならない。」

ヴェーゼル・ガス照明株式会社は 70,000 ターラーの資本金で設立される。第 10 営業年度以降年度利益でもって株式償還を開始する。株式償還後の余剰は配当利益（純利益）として株主に分配する。全株式償還後に会社はヴェーゼルの市の所有になる。会社にとってガス設備は企業経営を続けていくための「維持すべき資本」（実物資本）である。定款規定によるな

らば発行済株式全部を償還し、資本金がゼロとなってもガス設備は残る。ヴェーゼル・ガス照明株式会社にとって資本金は配当利益計算の基準としては何ら役割を果たしていない。また配当分配の基準となる利益は「年度利益から準備基金繰入額及び償還に必要な額を控除したのちに残るものが会社の純利益である」(第31条)のように、株式償還額控除後の余剰を配当利益と規定している。株式償還額控除前の余剰を配当利益として配当分配すると償還額だけ支払資金を調達しなければならず、その分だけ実物資本に食い込むことになる。

9
 その他に1846年バルメン・ガス照明株式会社定款では、バルメン市がガス設備を設けるために株式会社形態で資金を募集してガス設備を設置する。設備資本は90,000ターラー、内訳は市出資分20,000ターラー、個人出資分70,000ターラーである。市出資以外の資本は開業後の利益で徐々に株式償還し、全額を償還すると、最終的にバルメン市所有のガス会社になる。会社債権者保護のためにバルメン・ガス株式会社の資本金が大きいかどうかはいつでもよいことである。ガス設備をきちんと維持・稼働して一定の収益があがれば債権者には迷惑はかからず、問題はないということ

- 9 1847年バルメン・ガス照明株式会社定款第6条「資本は、バルメン市の出資額20,000ターラーと、個人から調達する350株式(1株200ターラー)に分割する。」

同第15条「90,000ターラーの全部の設備資本に対しては…年5%の利息を支払う。利息支払後の純年度利益(reiner Jahresgewinn)は、70,000ターラーの最初の株式資本の3%までの額を、各株式を減価記入することによって、個人株式を償還するために利用する。そののちなお利益余剰があると、未償還の株式資本の3%までの額を株主への配当として分配する。なお余剰が残るとバルメン市も20,000ターラーについて3%の配当を受け取る。この処分でも利益を全額使い切れないとき、残額は次の方法で処分しなければならない。a) 余剰の半分は重大な修繕が生じたときのための準備基金に繰り入れる。但し準備基金は15,000ターラーを超えてはならない。…準備基金は利息を生むように投資し、準備基金が15,000ターラーの額になるまで、利息は準備基金に繰り入れる。その後は利息は当期の年度計算書に記載する。b) 余剰の残りの半分は市の照明費用の削減並びに街灯を1バーナー/年当たり900時間ではなく1,500時間に延長…するために使う。」

になる。

1859年のバルメン・ガス照明会社の定款追加では「9万ターラーの会社資本を1株200ターラーの500株の社債発行により増加する」（1条）。発行する社債は計画的に償還する。利益計算方法として〈社債〉償還必要額控除後の余剰を株主へ配当分配すると規定している。この規定から「会社資本」とは社債発行による資本を含むこと、ここでも社債（借入金）の毎年度の返済後の余剰を配当利益としていることが分かる。類似の規定は1857年デュレン・ガス照明株式会社（Dürener Aktien=Gesellschaft für Gasbeleuchtung）定款（3条，25条¹⁰），1864年ライン照明会社定款（5条，45条¹¹）にある。

10 1857年デュレン・ガス照明株式会社定款第3条「会社の資本は36,000ターラーとし，1株50ターラーの記名式の720株式に分割する。会社資本にはデュレン市が399株式，19,950ターラーの額で出資する。」

同第25条「稼得した純利益から，準備基金のために決められている額を先に留保したのち，各株式所有者に対して，貸し出された資本（hergeleihenenes Kapital）の利息のために，しかも払い込み期日から起算して5%までの額を支払う。純利益が5%全額を支払うために十分ではないときには，現にある純利益のみを株式所有者に支払う。但し株式所有者は，過去の支払不足額を，将来5%を超える純利益の余剰から，平均して株式資本の年5%を受け取っているかぎり補填を求める請求権を有する。5%を超える余剰は，余剰が少なくとも500ターラーの額になるときは，市のために個人株式の償還に使う。この場合各抽選株式は，過年度からの利息の未払をすべて支払ったのち額面額で，但し額面の25%の割増金をつけて買い戻す。その他にデュレン市は，毎年任意の数の個人株式を25%の割増金をつけて株式の額面額を払い戻す方法で償還する権利を有する。利払いが一部ないし全額実施できなかったときには，額面額及び25%の割増金の他に株式の所有者に対し償還の期日までの5%の利払いを与えないし補充する。市が買取権の行使を望むときには，管理役会に対し，買い戻しを実施する年度の9月1日以前に常に書面で提示しなければならず，買い戻株式数を決めなければならない。」

11 1864年ライン照明会社定款第5条「会社の資本金は850,000ターラーとする。…資本金は1株200ターラーの株式に分割する。株式のうち1,500株式は優先基本株式の性質を有し，優先基本株式として作成し，全部を即座に発行する。残りの株式《2,600株式》は基本株式として作成する。優先株式の1,500株式は業務の純利益から年6%の配当を先取りし，そのちに基本株式が配当の請求権を有する。この優先配当を支払ったのちにはじめて基本株式は同様に年6%の配当を受け取る。さらに6%の以上の配当を分配するときには全部の株

株式会社設立時に株式を売却して資金を調達するが、10年あるいは20年等一定年限経過後に市自治体が株式全額を取得するという規定を設けている定款もある。例えば1861年ヴェルデン・ガス株式会社(Werdener Gasaktiengesellschaft)定款は次のように規定している。

1861年ヴェルデン・ガス株式会社定款第5条a「会社の開業10年経過後にヴェルデン市は、第三者の株式について、毎年1,000ターラーを各株式に記載されている金額ずつ現金支払いすることによって、すべてのガス設備を40年後にヴェルデン市の完全な所有とするために、取得する権利及び義務を有する。」

ヴェルデン・ガス株式会社の資本金は40,000ターラー、このうち10,000ターラーをヴェルデン市が所有する(第2条)。市が所有しない30,000ターラーについて、上述の規定にあるように、開業10年経過後から毎年1,000ターラーずつ株式を額面額でヴェルデン市が買い取っていき、最終的に開業後40年で全株式を取得するというのである。ヴェルデン・ガス株式会社の場合は株価がいくらであるかに関係なく、額面額でヴェルデン市が株式を買い取る¹²ことになっている。

類似の規定は、1854年ミュルハイム・ガス照明株式会社(Mülheimer Actien-Gesellschaft für Gaserleuchtung) (資本:20,000ターラー、うちミュル

主は公平にその権利を有する。準備基金はまず第一に優先株式の償還基金に使い、このために積み立てられた額はプロイセンの国債又はその他同種の安全確実な利付有価証券に投資し、プロイセン銀行に預金する。基金の利息は毎年基金に加算する。準備基金が330,000ターラーとなると、優先株式は、利札及び配当証も含めて、半年前の解約告知期間の後に、10%の割増金をつけて資本の返還金を支払うことによって、回収し、焼却する。償還実施に際して公告を行っても申し出のない株式については、10%の割増金を含む資本額を、つまり1株当たり220ターラーを無利子で会社の会計課に寄託する。」同第45条については第IV節参照。

12 前述の1857年デューレン・ガス照明株式会社では株式額面額の他に25%の割増金をつけているし、1864年ライン照明会社では10%の割増金をつけて買戻している。

ハイム市出資分：10,000 ターラー）定款第 25 条¹³、1858 年ヴィッテン・ガス株式会社（Wittener Gas-Actien-Gesellschaft）（資本金：40,000 ターラー、うちヴィッテン市出資分：8,000 ターラー）定款第 6 条¹⁴、1860 年ハム・ガス照明株式会社（Actien-Gesellschaft für Gasbeleuchtung in Hamm）（資本金：50,000 ターラー、うちハム市出資分：18,500 ターラー）定款第 2 条¹⁵、1862 年ハルベルシュタット・ガス株式会社（Halberstädter Gas=Actien=Gesellschaft）（資本金：90,000 ターラー、ハルベルシュタット市出資分なし）定款第 4 条¹⁶、1865 年ゾースト・ガス照明株式会社（Actien=Gesellschaft für Gas=Beleuchtung zu Soest）（資本金：36,000 ターラー、うちゾースト市出資分：10,000 ターラー）定款第 5 条¹⁷にある。

市自治体としては市の事業としてガス設備を設置したい。しかしそのための資金が十分でない。そこで多数の出資者から資金を調達してガス株式会社を設立し、開業一定期間後に毎年一定額づつ市自治体が株式を取得していき、最終的に市所有のガス会社にするということになる。

会社定款を通じて 19 世紀のドイツ初期株式会社の設立目的を調べると、必ずしも商法が債権者保護を念頭にして規定した固定した株式会社像ではなく、個人や自治体のみでは解決しえない大規模資本を必要とする事業を株式会社として設立したり、倒産した個人企業の債権回収のために債

13 1854 年ミュルハイム・ガス照明株式会社定款第 25 条「認可日から起算して 15 年経過後に全株式を買い取る権利を有する。」

14 1858 年ヴィッテン・ガス株式会社定款第 6 条「10 年経過以後額面額で毎年 2,000 ターラーまでの株式を現金で買い取ることを許される。」

15 1860 年ハム・ガス照明株式会社定款第 2 条「1858 年 2 月 3 日から 20 年経過以後ハム市が所有していない株式を…額面額で…毎年 3,000 ターラーを支払い取得する権利を有する。」

16 1862 年ハルベルシュタット・ガス株式会社定款第 4 条「ハルベルシュタット市自治体は開業後 10 営業年度経過以後毎年度株式を額面額で 5,000 ターラーまで取得する権利を有する。」

17 1865 年ゾースト・ガス照明株式会社定款第 5 条「ゾースト市は第 15 営業年度経過以後毎年度額面額で 2,000 ターラーの額の株式を取得する権利を有する。」

権者が債権額を出資し、(債権を株式に転換して) 株式会社を設立したりしていることが分かる。¹⁸ これら株式会社は資本を償還して上述のように市の所有になったり、あるいは株式償還後には倒産前の個人企業に戻ったりしている。

VI む す び

19世紀初期ドイツのガス照明会社定款に見られる利益計算規定を、最も古い定款である1845年認可レンネップ・ガス照明会社定款から1869年ライン照明株式会社定款追加まで時期を区分して検討してきた。1843年プロイセン株式会社法成立後の定款は、年度収入から年度支出を控除した「収入余剰」を配当利益と規定していた。1856年プロイセン株式規則成立後は「消極財産を控除したのちの積極財産の余剰」を純利益とする規定をもつ定款がほとんどとなる。1858年ドイツ・コンチネンタル・ガス会社定款のみが利益を収益から費用を差し引いた純収益と規定していた。1861年普通ドイツ商法典成立後は計算規定のない定款を除き、7定款すべてがいわゆる「財産法」の利益計算を規定するようになる。このように定款の

18 後者の例として、1849年認可マティアス・ステインネス株式会社は、会社定款(第4条, 第19条, 第20条)(in: *Amtsblatt der Regierung zu Düsseldorf*, Jg. 1849, SS. 565-571)並びにヴァインハーゲンの文献(Weinlagen, N., *Das Recht der Aktien = Gesellschaft*, Köln 1866, Einleitung, SS. 61-62.)によれば、倒産したマティアス・ステインネス商会(個人企業)の債権者たちが、自己の債権回収のために、債権額を出資して設立された。株主(旧債権者)は利益から出資額の5%の利息しか受け取れない。5%以上の利益余剰が生じると、余剰でもって株式償還を行う。償還された株式を所有する株主は退社する。全部の株式がこの方法で償還されると株式会社は終了する。会社の財産はステインネス兄弟の所有に戻る。10年後の1859年のデュッセルドルフ政府官報(*Amtsblatt der Regierung zu Düsseldorf*, Jg. 1859, S. 446)は定款の第20条の条件を充足したので「1843年11月9日の株式会社法第29条に従いマティアス・ステインネス株式会社を解散することを公告する」と述べている。

利益計算規定がいわゆる「損益法」からいわゆる「財産法」へと変化することは、他業種の定款でも同じ状況がみられた。¹⁹1856 年プロイセン株式規則が規定を設け、定款規定の中に「貸借対照表を確定するばあい、年度支出を超える年度収入の余剰ではなく、消極財産を超える積極財産の余剰が特に純利益を形成する」（第 44 号）という規定を設けなにかぎり定款を認可しないという条件を設定したので、認可を必要とする株式会社としては当該規定を設けざるを得なかったと考える。

実際の決算ではどうであったか。1858 年ドイツ・コンチネンタル・ガス会社は「貸借対照表勘定」と「損益勘定」を報告し、利益は定款規定に従い収益費用差額として計算していた（稿末資料参照）。この会社は他の年度についても「貸借対照表勘定」と「損益勘定」を報告している。他に決算報告を入手できた 2 社はいずれも貸借対照表のみを報告していた。これら 3 社の決算報告だけではガス株式会社の利益決定実務の具体的方法を断定することはできない。しかし第 V 節でとりあげたガス会社定款に特徴的な株式償還規定に見られる株式償還支出控除後の余剰を配当利益とするという文言や、別稿で論じた鉄道や銀行など当時の他業種の決算報告の実状から見て、ガス照明株式会社も、普通ドイツ商法典が規定したような全財産を時価評価した財産貸借対照表を作成して貸借余剰を利益とするというような利益計算方法が行われてはいないと考える。

またガス照明株式会社定款ではガス設備自体を企業経営上「維持すべき資本」と見なしている点も指摘する必要がある。第 V 節で論じたようにヴェーゼル・ガス照明株式会社やバルメン・ガス照明会社、デューレン・ガス照明会社定款では株式や優先株式あるいは社債の償還額支出後の余剰が配当利益であると規定している。ヴェーゼル・ガス照明株式会社では、発行済株式を全額償還後に会社は「市自治体」の所有になると明言してい

19 脚注 1 の文献参照。

る。会社が発行済株式全部を償還したのち、資本金がゼロとなってもガス会社経営の基礎であるガス設備自体は存続する。このばあい資本金額は配当利益決定とは無関係である。発行済株式数のみが配当分配の基準となるにすぎない。

ガス設備稼働による収益から株式償還支出額を含む全支出を差し引き、収入余剰を配当利益の基準とするという利益計算方式は、ガス設備自体を「維持すべき資本」と考えていることを示している。というのはこの方式では設備自体を利益計算から除外し、ガス設備を稼働して得た収益（収入）から、収益を稼得するための全部の支出を、株式償還額まで含めて控除して、収入余剰として配当利益を計算しているからである。もし今日の我が国会計制度のように株式償還額控除前の余剰を配当利益として全額配当分配するなら、株式償還額だけ支払資金不足が生じ、改めて資金調達せざるをえない。²⁰しかしガス照明株式会社が採用している方式では資金不足を生じることなく、株式全額を償還し、資本金がゼロになっても、ガス設備は残り、会社（つまりガス設備）が市自治体の所有となる。このように初期ガス照明株式会社が採用している利益計算方式は、ガス設備自体を企業経営上維持すべき資本とみなす実物資本維持の利益計算方式であるといえることができる。

しかしながら 1861 年普通ドイツ商法典ないし 1870 年商法（株式法）改正は全財産を時価評価した財産貸借対照表をもとに資本金に相応する資産を維持してのちの余剰を利益とする方式を規定した。その結果株式実務上混乱が生じる。その混乱は 1884 年商法（株式法）改正で取得原価評価

20 資金不足を避けるには当該設備の減価記入（減価償却）額と同額だけを償還額にまわせばよい。この意味で設備の減価償却（減価記入）とは「一つの財務計画であり、長年に亘る計画」にすぎないということになる。これについては太田哲三著『固定資産会計』昭和 26 年、中央経済社、230 ページ、273-274 ページ参照。また拙稿「会計学の資本と利益」『同志社商学』第 38 巻第 4 号、56-114 ページ参照。

と、それに基づく減価記入を認めることによって解決することになる。

企業会計上「資本維持」は重要な問題である。本稿で論じたドイツの初期ガス照明株式会社定款に見られる利益計算方式は、今日的には全部の収入から全部の支出を借入金の返済額も含めて差し引いた「純収入余剰」を処分可能利益の基準にするということである。国民経済を支える基盤として企業経営自体を維持していくためには、商法や税法の規定する自己資本維持だけではなく、初期ドイツ株式会社会計にみられる収入余剰計算が研究に値すると考える。

(本研究は文部省科学研究費(基礎研究(C)(2))の助成をうけている。)

資料：ドイツ・コンチネンタル・ガス会社の1862年度貸借対照表勘定及び損益勘定

一般貸借対照表勘定 (1862年12月31日)

借 方	Rthr.	Sg.	Pf.
現金勘定 (現金有高)	10,580	12	11
為替手形勘定 (手形有高)	358	27	—
不動産勘定 (本社建物の価額)	16,299	8	—
動産勘定 (本社事務所の動産)	2,096	25	9
測光器具勘定 (測光部屋及び実験室)	842	6	10
保証金勘定 (当社に対し8都市で要求された保証金)	20,631	14	6
職員保証金勘定 (会計職員が当社に寄託した保証金)	4,000	—	—
前払金勘定 (種々の前払金)	175	—	—
利息勘定 (種々の利息受け取り)	146	26	—
オーストリア・ガス照明株式会社の株式勘定 (1株 262.5 フローリン ・オーストリア通貨で2807株式所有分, 1862年度配当証を含む)	402,521	19	2
オーストリア・ガス照明株式会社に対する債権	1,288	6	6
有価証券勘定 (種々の有価証券)	400	—	—
保険基金の有価証券 (種々の有価証券)	4,477	—	—
13カ所の設備 (建設・営業資本額)			
1862年12月31日付残高:			
1. オーデル河畔フランクフルト	189,911.21.	6.	
2. ミュルハイム	105,575.23.	7.	
3. ポツダム	198,835.14.	2.	
4. デッサウ	76,567.10.	—	
5. リュッケンヴァルデ	89,716.11.11.		
6. グラッドバッハーライト	130,894.12.	1.	
7. ハーゲン	89,042.11.	—	
8. ワルシャワ	579,497.29.	1.	
9. エアフルト	144,519.29.11.		
10. クラカウ	233,100.21.11.		
11. ノルトハウゼン	103,769.	7. 2.	
12. レンベルク	201,280.13.	6.	
13. ゴータ	11,558.26.	7.	
	2,154,270.19.	2.	
上記設備の特別決算による利益残高	261977.19.	7.	
	2,416,248	8	9
	2,880,066	14	11

貸 方	Rthr.	Sg.	Pf.
株式資本勘定（1株100ターラーの25,000株式の基本資本 （Stamm-Capital））	2,500,000	—	—
株式利息勘定（未徴収利札）	2	15	—
配当勘定（1857-1861年度分未徴収配当証）	1,044	17	6
シュタンゲン家族相続財産（抵当債券額）	4,300	—	—
引受手形勘定（手形引受額）	2,727	20	7
交互計算勘定（様式A）（銀行預金、職員保証金等）	11,703	4	5
交互計算勘定（様式B）（供給者の債権）	1,652	—	—
火災保険勘定：			
前年度繰越額	3,051.25. 1.		
1862年度割合	1,689. 7. 8.		
利息追加	205.15.—	4,946	17 4
8 設備の償還勘定：			
前年度繰越額	44,568.26.—		
控除：エアフルト及びハーゲンの勘定有高	6,305.16. 8.		
	38,263. 9. 4.		
控除：償還利息及び1862年度割合	9,840. 8. 5.	48,103	17 9
準備基金勘定：			
前年度繰越額	39,087.12. 9.		
利益報酬勘定繰入額	1,892. 9.—		
エアフルト及びハーゲンの設備の償還勘定繰入額	6,805.16. 8.	47,285	8 5
損益勘定（利益）	258,301	3	11
損益勘定残高の分配			
貸借対照表残高	258,801. 3.11.		
控除：			
1) 取締役会利益報酬 (256,722.18.7. の10%)	25,672. 6.—.		
2) 準備基金繰入額 (254,416.12.5. の7.5%)	19,081. 6.—. 44,758.12.—		
	213,547.21.11		
株主への配当金（1株8.5ターラーの25,000株式）	212,500.—		
1863年度への損益勘定繰越残高	1,047.21.11		
	2,880,066	14	11

一般損益勘定 (1862年度)

借	方	Rthr.	Sg.	Pf.
不動産勘定：				
本社建物額の5%減価記入		857	25	8
動産勘定：				
事務用動産の10%減価記入		232	29	6
測光器具勘定：				
実験室の15%減価記入及び材料消費		290	26	11
給料勘定：				
俸給、年金及び報酬		9,012	—	—
利息勘定：				
銀行利息及び手形利息		4,002	1	9
手数料勘定：				
銀行手数料及び仲買手数料		1,739	7	3
償還利息勘定：				
償還基金の5%利息		1,918	5	—
一般経費勘定：				
建物の修繕、維持等	506.19. 9.			
印紙	140.24.—			
広告及び新聞	164.16. 6.			
旅費（手数料を含む）	776.13.—			
事務用消耗品、製本等	108. 7. 2.			
公証人手数料	20.18. 9.			
郵便料及び電報料	206.26.11.			
暖房及び光熱費	441. 7. 9.			
印刷物	135.20.—			
租税公課	194.16.11.			
	2,695.15. 9.			
印刷物及び書類の在庫全額の減価記入	364.18. 6.	3,060	4	8
貸借対照表勘定（純利益）		258,301	3	11
		279,429	14	3

付表：「19世紀ドイツの生成期ガス照明会社定款一覽」

定款認可日	会社名	出典	所蔵	資本金額	利益計算	B/S 規定	GoB	株式償還	市の買取権
1843.11.09.	プロイセン株式会社								
1 1845.01.03.	レンネッパ・ガス照明会社	②Dusseldorf, Jg. 1846, SS. 207-221.	⑦	12,000 Thlr. (5)	損(10)				
2 1846.01.03.	バルメン・ガス照明会社	③Dusseldorf, Jg. 1846, SS. 105-112.	⑧	90,000 Thlr. (5)	不明(15)		あり(30)	(15)	
3 1848.04.29.	バルメン・ガス照明会社(追加)	②Dusseldorf, Jg. 1848, SS. 252-254.	⑥	増資：90,000 Thlr. (1)	規定なし				
4 1849.11.05.	ブレスラウ・ガス照明株式会社	②Breslau, Jg. 1850, SS. 30-50.	⑦	420,000 Thlr. (2)	損(16)	あり(5)	あり(5)		
5 1854.04.05.	ミュルハイム・ガス照明株式会社	②Köln, Jg. 1854, SS. 169-181.	⑧	20,000 Thlr. (3)	不明(9)	あり(23)			(25)
1856.03.29.	プロイセン株式規則								
6 1857.03.16.	マクアブルグ一般ガス会社	①1857, SS. 177-192		1,000,000 Thlr. (5)	財(15)	あり(15,37)			
7 1857.04.20.	デュレーン・ガス照明株式会社	②Aachen, Jg. 1857, SS. 193-203.	⑧	36,000 Thlr. (3)	財(23)			(3,25)	
8 1857.09.28.	ドルトムント・ガス照明会社	④Amsberg, Jg. 1857, SS. 655-674.	⑦	750,000 Thlr. (3)	財(34)	あり(34)			
9 1858.01.04.	ドイツ・コンチネンタル・ガス会社	④Amsberg, Jg. 1858, SS. 155-180.	⑦	3,000,000 Thlr. (5)	損(22)		あり(22)		
10 1858.03.15.	イザローン・ガス株式会社	④Amsberg, Jg. 1858, SS. 189-203.	⑦	700,000 Thlr. (4)	財(31)	あり(27,30)			
11 1858.03.22.	シュタルガルト・ガス照明株式会社	④Stein, Jg. 1858, SS. 1-21.	⑦	75,000 Thlr. (5)	財(12)	あり(12,25)			
12 1858.07.05.	ヴァイツェン・ガス株式会社	④Amsberg, Jg. 1858, SS. 459-478.	⑦	40,000 Thlr. (6)	財(32)	あり(23,31)			(6)
13 1859.02.14.	バルメン・ガス照明会社(追加)	②Dusseldorf, Jg. 1859, SS. 142-145.	⑧	據籍：100,000 Thlr. (1)	不明(6)				
14 1860.08.17.	ハム・ガス照明株式会社	②Amsberg, Jg. 1860, SS. 243-256.	⑦	50,000 Thlr. (3)	不明(33)	あり(18,33)			(2)

15	1861.12.30.	ヴェルデン・ガス株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1862, SS. 69-74.	⑧	40,000 Thlr. (2)	財 (11)	あり (11)	(5 a)
	1862.03.01.	1861 年普通ドイツ商法典						
16	1862.03.03.	バルメン・ガス照明会社(追加)	②Düsseldorf, Jg. 1862, SS. 269-271.	⑧	社債発行: 80,000 Thlr. (1)	不明(6)		
17	1862.11.17.	ハルベルシュエトゥット・ガス株式会社	⑤Magdeburg, Jg. 1862, SS. 351-362.	⑨	90,000 Thlr. (4)	財 (19)	あり (19)	(2)
		社						
18	1863.07.07.	ヴェーセル・ガス照明株式会社	②Düsseldorf, Jg. 1863, SS. 269-276.	⑧	70,000 Thlr. (3)	財 (27)	あり (22, 25)	(29, 31, 33)
19	1864.09.07.	ライン照明株式会社(ボン)(追加)	②Köln, Jg. 1864, SS. 307-315.	⑧	820,000 Thlr. (5)	財 (44, 46)	あり (38, 42)	(5, 45)
20	1865.06.20.	ペンドルフ・ガス株式会社	⑥Anhang, SS. 280-296.		15,000 Thlr. (4)	財 (27)	あり (22, 259)	
21	1865.08.14.	ワイッテン・ガス株式会社(改正)	②Amsberg, Jg. 1865, SS. 325-326.	⑦	増資: 15,000 Thlr. (a) 資本金: 55,000 Thlr.	規定なし		
22	1865.10.24.	ゾースト・ガス照明株式会社	②Amsberg, Jg. 1865, SS. 413-423.	⑦	36,000 Thlr. (3)	財 (37)	あり (37)	(5)
23	1869.02.22.	ライン照明株式会社(ボン)(改正)	②Köln, Jg. 1869, SS. 65-72.	⑧	820,000 Thlr. (5)	財 (40)	あり (32, 36)	

注: 資本金額欄及び利益計算欄のカッコ内の数字は当該定款の条項を示している。
 : 表の内容を明瞭にするために以下の数字を略号として使っている。
 例えば第 4 番目のアムスラウ・ガス照明株式会社の出典欄記載の「②Breslau, Jg. 1850, SS. 30-50.」の「②」の略号は下記の略号「②」の [Amshblatt der Regierung zu] を補い、「Amshblatt der Regierung zu Breslau, Jg. 1850, SS. 30-50.」とし、「アムスラウ政府官報 1850 年度版 30-50 頁」に掲載されていることを示している。
 : 略号一覧

- ①: Gesetz-Sammlung für die Preussischen Staaten (東京経済大学付属図書館所蔵)
- ②: Amshblatt der Regierung zu
- ③: Beilage zum Amshblatt der Regierung zu
- ④: Extra-Beilage des Amshblattes der Regierung zu
- ⑤: Außerordentliche Beilage zum Amshblatt der Regierung zu
- ⑥: Weinbagen, N., *Das Recht der Aktiengesellschaft*, Köln, 1866.
- ⑦: Staatsbibliothek zu Berlin (Haus 1).
- ⑧: Nordrhein-Westfälisches Hauptstaatsarchiv Düsseldorf.
- ⑨: Staatsbibliothek zu Berlin (Haus 2).